

## I 審議事項

### 「病床機能再編支援事業給付金」の支給について（甲州市立勝沼病院）

#### （経緯）

国は、地域医療構想の推進のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を令和2年度から支給している。

#### （支給要件）

- ① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等の、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであることについて、地域医療構想調整会議の議論及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの
- ② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下であること

#### （支給対象）

甲州市立勝沼病院

【急性期病床数：H30.7.1 51床 ⇒ R3.4.1～ 39床 (△12床)】  
⇒ 病床稼働率が低い中、狭小な6人部屋を4人部屋に変更することにより、療養環境の改善と病床の削減を図る。

#### （支給額）

19,152千円（財源：地域医療介護総合確保基金）

@1,596千円 × 12 = 19,152千円

（減少1床当たり単価） （減少病床数）